

群馬県海外出願補助金(2次募集)への申請をご予定の方へ

1. 募集期間

令和6年7月29日(月)～8月30日(金)

2. 対象となる外国出願

- 国内出願を基礎として(※1)、優先権を主張して(※2)行う特許、実用新案、商標、意匠の外国特許庁への出願。
 - ※1 日本国を指定締約国に含めたハーグ出願、日本国へも国内移行を行うダイレクト PCT 出願の場合は、基礎となる国内出願がなくても構いません。
 - ※2 商標の場合は、優先権主張の有無は問いません。
- 交付決定日以降、令和7年1月24日までに行う外国特許庁への出願。
 - ※ 交付決定日以前に着手発生している経費(翻訳など)は補助対象外です。
- 詳細は募集案内でご確認ください。

3. 申請書、添付書類

- 申請書、添付書類は審査対象です。漏れや誤りのないようご準備ください。
- 申請書は記入例を参考にして作成してください。
- 申請書 10.～13.の事業展開計画にかかる項目は、審査における重要なポイントです。具体的かつ丁寧に記入してください。必要に応じて記載欄を拡張しても構いません。図などの挿入、別途資料の添付も可能です。
- 会社の事業概要は、申請者がどのような製品を作りどのような事業を営んでいるのかを知るための資料です。会社パンフレット等があればご提出ください。

4. その他

- 本補助金は出願関係書類の提出など、国内外代理人の協力が重要となります。よくご相談の上ご申請ください。
- 申請書、添付書類の修正・差し替えが必要となる場合があります。可能な限り事前のお問い合わせ、早めのご提出(申請)をお願いいたします。

支援の流れ

日本国特許庁へ出願



「日本国特許庁に出願済み」が対象です。ただし、
・ダイレクト PCT 出願は、日本にも国内移行する場合
・ハーグ出願は、国際出願時に日本を指定締約国とする場合
対象となります。

申請書・添付書類の提出



受付期間： 7月 29日～8月30日

審査、採否の決定



一次審査： 9月中旬（書面のみ）
二次審査： 10月3日（プレゼン審査）
採否の通知： 10月上旬

《ここから外国出願可能》

出願準備 開始



採択決定後に着手、発生した費用が補助対象です。

外国出願



外国出願、全ての支払いを 1月24日までに終わってください。

弁理士等への費用の支払



実績報告書・証憑の提出



外国特許庁への出願、全ての支払い完了後 30日、又は、
令和 7年 1月31日のいずれか早い日が提出期限です。

補助金額の確定



精算払請求書の提出



補助金 交付

令和 7年 3月末までに、指定された口座に振込みます。